

民泊施設の悪用防止のために

傾向と

130人が犠牲となったパリ同時多発テロ事件の首謀者は、**パリ郊外のアパートの一室を知人女性に契約させ、同所に潜伏していたとされています。**

また、ホテル等にテロリストや犯罪者が潜伏していた例も複数あり、民泊施設についても、**犯罪者等に悪用させないための対策**を講じる必要があります。



民泊施設では、

- ◆ **宿泊者名簿の正確な記載**
(対面又は対面と同等手段による本人確認の実施)
- ◆ **宿泊者全員の宿泊者名簿の作成**
(来日外国人の場合は国籍と旅券番号)

をお願いします。

また、下記のような**不審動向把握時には警察に通報**してください。

対策！



住宅宿泊事業法（宿泊者名簿の備付け等）

第八条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に**宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならない**

住宅宿泊事業法施行規則（宿泊者名簿）

第七条 **宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。**

3 法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、**宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。**

住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）

平成29年12月26日付け生食発1226第2号ほか

1 本人確認の方法等について

- ☑ 施行規則第七条に規定する「**宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置**」として、**宿泊行為の開始までに宿泊者それぞれについて本人確認を行う必要がある。**
- ☑ 上記の措置は、**対面又は対面と同等の手段**(届出住宅に備え付けのテレビ電話やタブレット端末等)により、**以下のいずれも満たす方法で行われる必要がある。**

- (1) **宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること**
- (2) **画像が届け出住宅内又は届け出住宅の近傍から発信されていることが確認できること**

☑ 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者は以下の4項目に従って本人確認を行う必要がある

- (1) **宿泊者に対し宿泊者名簿の正確な記載を働きかけること**
- (2) **日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること**
- (3) **旅券の呈示を拒否する場合は、国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、旅券不携帯の可能性があるものとして、警察署に連絡する等適切な対応を行うこと**
- (4) **警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無に関わらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。**

2 宿泊者名簿等について

宿泊者名簿には、宿泊者全員を記載する必要がある。また、宿泊グループの別が分かるように記載することとする。

3 その他留意事項について

長期滞在者には、定期清掃等の際に、チェックイン時に本人確認を行っていない者が宿泊していないか、滞在者が所在不明になっていないかを確認することが望ましい。

皆様のご協力をお願いいたします

